

- 生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
- ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。
- (6) 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合においては、この限りでない。
 - (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
 - (3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合においてはこの限りでない。
 - (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、保管業者及び訓練業者にあっては、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
 - (5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管する動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
 - (6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。
 - (7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合においては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。
- 二 動物の飼養又は保管をする従業者の員数に関する事項
- 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合つたものとすること。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に從事する職員（常勤の職員以外の職員について

は、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表とのおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合は、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けて上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合は、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

二 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

五 生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあつせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場で設けて競りの方法により行うことを業とする者をいう。以下同じ。）が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日々的管理を行なうこと。

ハ 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。

二 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、高齢猫（生後十一年以上上の猫を自安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

ロ 犬の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ハ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

チ 動物が疾病にかかり、又は傷害を受けた場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

二 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

五 取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

イ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者については、犬又は猫の展示を行なう場合における証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

(2) 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行なう場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えることに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行なうこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行なう。以下同じ。は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

(1) 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

(2) 輸送中は、常に、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものも含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保するなど。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

(15) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）	(16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	(17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。）
(1) から (17) までに掲げるもの（ほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項）	(18) (1) から (17) までに掲げるもの（ほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項）	(19) (1) から (17) までに掲げるもの（ほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項）
チ 競りあつせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により本に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。	ヘ 貸出業者にあっては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。	ト 貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
チ 競りあつせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により本に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。	ヘ 貸出業者にあっては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。	ト 貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1) 品種等の名称	(2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	(3) 適切な給餌及び給水の方法
(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
チ 競りあつせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により本に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。	ヘ 貸出業者にあっては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。	ト 貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
チ 競りあつせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により本に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。	ヘ 貸出業者にあっては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。	ト 貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1) 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たつては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にを許可等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合には、当該特定動物の取引を行わないこと。
リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行いうに当たつては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たつては、あらかじめ、その相手方が法定第二十六条第一項の許可を受けていることを許可等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合には、当該特定動物の取引を行わないこと。
ヌ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。
ヌ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合つたものとすること。
ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
ワ 幼齢の大、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになること）。
ヲ 同じことを必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
カ 保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間ににおける感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容することに属する動物に限る。）
チ 法令の規定による規制の内容
チ 该動物がかかるおそれの高い疾病的種類及びその予防方法
チ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
チ 性別の判定結果
チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
チ 必要な事項
チ (1) から (9) までに掲げるもののうち犬又は猫を飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模に応じ、飼養の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
ヨ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、飼養の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
ム 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

(1) 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
(2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
(3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合に、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかる可能性があること、顧客等に対する動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
(4) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、銃撃等が過酷なものとならないようになること。
ナ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようになること。
ラ 貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に關して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようになること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようになります。
オ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることとに鑑み譲渡し等によつて生存の機会を与えるよう努めること。

ク	疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
ヤ	毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。
マ	動物の飼養又は保管をする場合には、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
ケ	第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。
(1)	氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
(2)	安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関する誤った理解を与えることのない内容とする。
フ	販売業者にあつては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む）により表示すること。
(1)	品種等の名称
(2)	性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
(3)	性別の判定結果
(4)	生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
(5)	生産地等
(6)	所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

コ	法第二十二条第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。
工	動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十二条第五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。
テ	競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないことを。
ア	販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
口	（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）
第三条	法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

(2)	定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
(3)	一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
(4)	清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
(5)	動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
(6)	動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
(7)	動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。
(8)	飼養施設は、動物の飼養又は保管に関する作業の実施に必要な空間を確保していること。
(9)	飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数に鑑み著しく不適切なものでないこと。
(10)	ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)	底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
(2)	側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあつては、この限りでない。
(3)	飼養施設の床等に確實に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
(4)	動物によつて容易に損壊されない構造及び強度であること。
(5)	ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
(6)	犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の十分的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように運動スペース分離型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(イ) 犬にあつては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とす

ること。
リジ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とす

ること。

(ロ) 猫にあつては、一頭当たりのケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあつては、子猫はこれを頭數に含めない。以下この(2)において同じ。のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の規格の二倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合にあつては、その二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これら

の床面積の六倍以上が確保されていること）。及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とする。

(2) 猫にあつては、この限りでない。ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(3) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。

(4) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

(5) 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行ふ者にあつては、（4）に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等以上の規模を有する分離型運動スペース分離型飼養等を行ふ場合にあつては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(1)において同じ。のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあつては、一頭当たりのケージ等内に二以上の棚を設けること。

(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理している場合を除く。）とともに、錆割れ、破れ等の破損がないものとすること。

(12) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。

(13) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

二 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
ハ ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ヒ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1） ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

（2） ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。

（3） ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

（4） フン尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

（5） 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行ふ者にあつては、（4）に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

（6） 動物の逸走を防止するため、ケージ等以上の規模を有する分離型運動スペース分離型飼養等を行ふ場合にあつては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(1)において同じ。のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあつては、一頭当たりの床面積の六倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合は、その二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合にあつては、これらの個体を同一のケージ等内に二以上の棚を設けること）。

（7） 運動スペース分離型飼養等を行う場合は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理している場合を除く。）とともに、錆割れ、破れ等の破損がないものとすること。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ 大又は猫の飼養又は保管を行う場合に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 大又は猫の飼養又は保管を行う場合に、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ホ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

四 生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

五 動物の疾病等に係る措置に関する事項

のとすること。特に、犬又は猫の飼養設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除外。）の上限は、大については二十頭と猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

六 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ 大又は猫の飼養又は保管を行う場合に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 大又は猫の飼養又は保管を行う場合に、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ホ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

び亦並びに第三条第六号ハ及びニの規定は、令和四年六月一日から施行する。

第二条

第二条 この省令の施行の際は、法律第十一条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規格等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)、(二)及び同号ハ(7)並びに同条第一号ソの規定は適用しない。この場合において、第二条第一号ロ(3)(一)中「大及び小」以外の動物」とあるのは、「動物」と読み替えるものとする。

二つ省令の施行の日の前に去第二二十四条の二

この省令の施行の日以前に第24条の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して

第三条 この省令の施行の際現に法第十条第一項
読み替えるものとする。

の登録を受けて犬を飼養又は保管をしている者における一人当たりの犬の飼養又は保管をすることの頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二号第二号中段の規定は適用しない。

前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二号第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については三十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十五頭」と読み替えるものとする。

前項に規定する期間を経過する日の翌日から

第四条 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の登録を受けて猫を飼養又は保管をしている者における一人当たりの猫の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過するまでの間は、第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については四十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過するまでの間は、第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については三十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十五頭」と読み替えるものとする。

第五条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過するまでの間は、第三条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については三十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「犬については三十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については二十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過するまでの間は、第三条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については二十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十五頭」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の日前に法第二十四条の二の二の届出をした者における猫を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過するまでの間は、第三条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については四十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十五頭」と読み替えるものとする。

は
一
猫
に

殖の用には「敏」と読み楚
第七条 の登録を

の間は
ず、令和
する日ま

りとし、
経過する
とおりと
この省
の二の届
飼養又は
保管をす

施行の日
問は、第八条
ず、令和
する日ま
りとし、
経過する
とおりと
第八条
での間に
六号 第
健康診断
第三条第

四頭	三頭	二頭	一頭	は保管をする犬の頭数
----	----	----	----	------------

四頭	三頭	二頭	一頭	る犬の頭数
	三頭	二頭	一頭	の頭数に供する犬
三十四頭	三十五頭	三十六頭	三十七頭	る猫の頭数
				に供する猫
三十頭	三十一頭	三十二頭	三十三頭	の頭数

「いては三十五頭」と読み替え、一繁

の省令の施行の際現に法第十条第一項
に付けていける者における犬及び猫の双方
は保管する場合の一人当たりの飼養又
は頭数の上限については、この省令
から起算して一年を経過する日まで
三十頭」とある。三十頭の用に供する
ものとする。

第二条第一号ただし書の規定は適用せず、四年六月一日から起算して一年を経過する間は、附則別表第一に定めるとおり

ア和五年六月一日から起算して一年を
口までの間は、附則別表第二に定める
る。

から起算して二年を経過する日までの
三条第二号ただし書の規定は適用せ
五年六月一日から起算して一年を経過
の間は、附則別表第一に定めるとお
下和六年六月一日から起算して一年を
までの間は、附則別表第二に定める
る。

三頭	二頭	一頭	の頭数	一一のう三 ち繁殖の用 に供する大
三十六頭	三十七頭	三十九頭	る猫の頭数	飼養又 は保管をす る猫の頭数
三十二頭	三十二頭	三十四頭	の頭数	四 三のう ち繁殖の用 に供する猫

備考	二十九頭	二十八頭	二十七頭	二十六頭	二十五頭	二十四頭	二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭	七頭	六頭	五頭
	二十四頭		二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭		十八頭	十七頭		十六頭	十五頭	十四頭		十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭		八頭	七頭	六頭	五頭
一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭	
犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめたことを除く。	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭
犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る）を除く。	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭

備考 一 犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。	二十四頭	二十三頭	二十二頭	二十頭	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭	七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭
	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭	七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭	の頭数	に供する犬の頭数	は保管をする犬の頭数	飼養又は繁殖の用に供する犬の頭数
	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭
	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭

十一頭	九頭	八頭	七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭	別表 (第二条第二号、第三条第二号関係)	三号	附 則 (令和五年三月一四日環境省令第 六号) 抄	附 則 (令和四年四月五日環境省令第一 号)	二 一人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対しても、最大値が上限となる。										
八頭	七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭	一頭	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。			
十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭	二十六頭	二十七頭	二十八頭	二十九頭	三十頭	三十一頭	三十二頭	三十三頭	三十四頭	三十五頭	三十六頭	三十七頭	
十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭	二十四頭

備考 一 犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭	七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭	の頭数	に供する犬の頭数	は保管をする犬の頭数	飼養又は繁殖の用に供する犬の頭数
	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭
	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭